

出水小学校 いじめ防止基本方針

令和5年3月改訂

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校のいじめ防止のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本方針を定めたものである。

2 いじめとは 【法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 「いじめ」に関する基本方針

- (1) 未だにいじめがひとつの要因として考えられる自死（尊い命が失われている状況）が続いていることを重く受け止め、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- (2) いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本的認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、児童生徒の状況を把握する機会を定期的に設ける。
また、児童生徒が発する小さなサインを見逃さないために、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めたりする。
- (3) いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情に寄り添うとともに、その意向も最大限にくみ取りながら、迅速に誠意ある対応を行う。
- (4) いじめを認知した場合には、いじめられている児童生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。
- (5) いじめを行った児童生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く可能性があるると判断される場合には、必要に応じ、警察との連携を図るほか、出席停止の措置についても検討する。
- (6) 過去にいじめがあった事例については、該当児童生徒のその後の状況を十分把握

し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援する。

なお、いじめを行った児童生徒がいじめられる側となる、あるいはいじめられている児童生徒がいじめを行う側となる可能性についても留意する。

- (7) いじめの問題について、年間を通して全員で取り組む契機となるように、「命を考える週間」を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業等を実施する。

また、児童会を通じて、児童生徒がいじめ問題に主体的に取り組むことができるようにする。

- (8) 新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。

- (9) 「いじめ防止対策推進法」の施行により、「いじめ」は法的にも絶対に許されることではないこと等を、児童生徒はもとよりその保護者、地域に対しても十分周知し、学校、家庭、地域が一体となっていじめ未然防止に向けた取組を行い、いじめの根絶に努める。

4 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) 学校内の組織

ア 「生徒指導連絡会」

毎週木曜日に全教職員で適切な支援を必要とする児童や問題傾向のある児童についての情報交換を行い、共通理解・共通実践が図られるよう話し合いを行う。

イ 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭の他、校長が指名する職員によっていじめ防止対策委員会を設置する。また、校長の判断により必要に応じて、心理・福祉などに関する専門的な知識を有する者（SC、SSW、自立支援教室相談員等）を参加させる。

- (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（いじめ緊急対策委員会）

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては、いじめ緊急対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は校長へ報告するとともに、校長の指示により迅速に支援体制を整え、対処する。

緊急対策委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭の他、校長が指名する職員、教育委員会事務局職員、出水警察署、PTA会長、民生委員

5 いじめ防止対策について（発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導）

- (1) 基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が信頼できる友人関係や教職員との関係の中で、

安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認めあえる人間関係・学校風土を児童自らが創り出せるように働きかけていくことが大切である。

(2) いじめの未然防止

- ア 命の教育に関わる全体計画及び年間指導計画の活用
- イ 人権同和教育に関わる全体計画及び年間指導計画の活用
- ウ 道徳教育に関わる全体計画及び年間指導計画の活用
- エ 特別活動に関わる全体計画及び年間指導計画の活用

(3) 早期発見，早期対応に関する取組

ア いじめ防止に向けた日常の行動のチェック（県いじめ対策必携参照）

	サ イ ン	チェック	
		被害側	加害側
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻，欠席が増える。 ・出席確認の際，声が小さい。 ・表情がさえず，うつむきかげん。 		
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・涙を流した気配が感じられる。 ・一人だけ遅れて教室に入る。 ・忘れ物が多くなる。 ・用具，机，椅子などが散乱している。 ・周囲が何となくざわついている。 ・席を替えられている。 		
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・筆圧が弱くなる。 ・頭痛，腹痛などを頻繁に訴え，保健室によく行くようになる。 ・ひどいあだ名で呼ばれる。 ・いじりやからかいを受けている。 ・正しい答えを冷やかされる。 ・不真面目な態度で授業を受ける。 ・グループ分けで孤立しがちである。 ・テストを白紙で出す。 		
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でいることが多い。 ・わけもなく階段や廊下等を歩いている。 ・用もないのに職員室等に来る。 ・仲良しでない者とトイレに行く。 ・遊びの中でいつも同じ役をしている。 ・集中してボールを当てられる。 ・遊びやゲームで負けることが多い。 		

給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ分けで孤立しがちである。 ・好きな物を級友に譲る。 ・食べ物にいたづらをされる。 ・その子どもが配膳すると嫌がられる。 		
掃除時間	<ul style="list-style-type: none"> ・目の前にゴミを捨てられる。 ・人の嫌がる仕事を一人でする。 ・さぼることが多くなる。 		
帰りの会 下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 ・顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ・用事がないのに残っている日がある。 ・他の子どもの荷物を持って帰る。 ・少年団等に参加しなくなる。 ・急いで一人で帰宅する。 		
学校生活全般	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。 ・刃物など、危険な物を所持する。 ・靴、傘など持ち物を隠される。 ・うつむきがちで視線を合わさない。 ・寂しそうな暗い表情をする。 ・独り言を言ったり、急に大声を出したりする。 ・日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 ・教材費、写真代などの提出が遅れる。 ・言葉遣いが荒れた感じになる。 ・校則違反、万引きなど問題行動が目立つようになる。 ・靴箱の中にいやがらせの手紙が入っている。 ・飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。 		

イ 計画的な教育相談の実施

年3回（6月、10月、1月）、教育相談週間「ふれあい週間」を設定し、全校児童・保護者を対象とした教育相談を実施する。

ウ 定期的なアンケートの実施

毎月1回、教育センター作成「学校楽しいと」、県作成「学校生活アンケート」、学校作成「学校生活アンケート」等を実施する。児童のアンケート結果を基に、児童との面談及び管理職への報告を行う。

また、出校日においても、2学期の学校生活等に関するアンケートを実施する。

エ 保護者・地域への理解啓発

いじめへの対処方針や指導計画等を学校HP等で公表し、保護者や地域住民の理解を得る。

(4) 学校外の相談機関等

○ 自立支援教室（ほっとハウス） TEL 62-2683

○ その他の相談機関 ※県いじめ対策必携参照

6 いじめに対する措置について（困難課題対応的生徒指導）

(1) 基本的な考え方

いじめを発見したり・いじめの通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応(情報の共有化)し、まずは被害児童を教職員一体となって全力で守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に置いた指導を行うように努める。

また、いじめ問題の対応については教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら、関係機関・専門機関等とも連携し、対応に当たる。

(2) いじめ対応マニュアル（出水小の教育 参照）

(3) 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(4) ネット上のいじめへの対応

インターネットを使用できる機器(パソコン、スマートフォンなど)の児童の使用について、PTAを主体とした保護者啓発を図るとともに、アンケートなどを実施し、児童の実態を定期的に把握するようにする。

さらに、学校では、県教育委員会が委託した民間の「学校ネットパトロール」団体による定期的なネットパトロールの状況報告を受け、児童及びその保護者へ対応する。

ア 誹謗中傷等の削除方法

- ・ 問題となっている掲示板等のURLを記録し、画面を印刷したり、デジタルカメラで撮影したりするなどして内容を保存する。
- ・ 掲示板等の管理者に、運用方針に沿って削除を依頼する。ただし、管理者によっては、依頼内容を公開したり、個人情報悪用したりする場合もあるので注意が必要。
- ・ 管理者が対応しない場合などは、インターネット接続業者に削除依頼をする。
- ・ 内容がエスカレートしたり削除依頼をしても削除されなかったりする場合は、警察への相談も合わせて対応・検討する。

イ 児童生徒，保護者への対応

- ・ 「ネット上のいじめ」により，命にかかわる深刻な問題が発生していることを教える。
- ・ スマートフォン等を利用する際のルール，マナーを指導する。
- ・ 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け，計画的な取組を行う。
- ・ 親子で，スマートフォン等が本当に必要かどうかを話し合わせるとともに，家庭内のルール作りなどに取り組みさせる。
- ・ スマートフォン等のインターネット機器には，保護者の責任においてフィルタリングを必ず設定するように啓発する。

7 校内研修の充実

いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図るため，職員研修を実施する。また，教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や，カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修を行うなど，具体的な研究等を計画的に実施する。

8 学校評価

学校評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏まえて行う。その際，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，いじめの実態把握や対応が促されるよう，児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，学校は評価結果を踏まえて，その改善に取り組む。

教員評価においても，いじめの問題を取り扱うに当たっては，いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日頃からの児童理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の問題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等がなされたかを評価する。